

人材紹介基本契約書

株式会社〇〇と（以下「甲」という）と、TAKUMINO ホールディングス株式会社（以下「乙」という）は、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾した。

第2条（労働条件の明示）

甲は、乙に対し、人材の紹介を依頼するにあたって、その依頼する求人に係る労働条件（職業安定法第5条の3第2項及び第3項に定める事項を含む。）を、書面を交付する方法により明示し、求人の申込みを行い、乙はこれに基づき紹介を行う。ただし、乙が希望する場合は、FAX またはメール等により明示することができる。

第3条（求人申込後の労働条件の変更等）

甲が、前条により乙に対して明示した労働条件の内容を、甲が乙による紹介を受けた人材（以下「候補者」という）と面接を実施する前に変更、特定、削除、追加（以下「変更等」という）することとなった場合は速やかに書面を交付する方法、FAX を利用する方法またはメールを利用する方法（以下「書面の交付等」という）により乙に通知するものとする。

2. 前条により明示した労働条件の内容の変更時期が、候補者と面接等の接触をした後であった場合は、甲は、職業安定法第5条の3第3項に従い、変更等の内容を書面の交付等により直接、候補者に明示するものとする。

3. 前項の場合、甲は、乙に対しても、速やかに変更等の内容を書面の交付等により明示するものとする。

第4条（紹介の内容）

乙は、甲による第2条の依頼に基づき、適切と判断した人材を甲に紹介する。

第5条（選考・採用）

甲は、乙が前条により紹介した候補者を自ら選考の上、適格と認めた場合には、明示した労働条件に基づいて候補者を採用する。

第6条（報酬及び支払い）

甲は、候補者の採用を決定した場合、労働基準法に基づく労働条件等を明示するために、甲が採用した者（以下「採用決定者」という）に対して内定通知書を発行し、乙に通知をする。これに基づき、乙は甲に対して速やかに下記の人材紹介手数料の請求書を発行する。

人材紹介手数料：1名ごとに、採用決定者の理論年収の35%または、800,000円のいずれか高い金額（消費税別途）

2. 上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

理論年収＝（基本給＋職務手当＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12か月＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

なお、採用決定者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。

但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

3. 前2項に基づく人材紹介手数料は、採用決定者の入社日を含む月の末日に締め切り、翌月末日（当該日が銀行休業日の場合には前銀行営業日）までに乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

4. 前2項以外に発生する費用について、甲乙協議の上、決定し、乙が甲に請求することできる。

5. 乙が甲の求める人材を紹介できなかった際に乙から甲への違約金等は発生しない。

第7条（早期退職時の措置）

採用決定者が入社後1年未満に、自己都合により甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領した人材紹介手数料を、次の基準により、甲が乙へ採用決定者が退職した旨を通知した日の翌月末日（当該日が銀行休業日の場合には前銀行営業日）までに

甲の指定する金融機関の口座に振り込む方法により甲へ返還するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

- ① 退職日が入社日から1か月未満の場合は、受領した職業紹介手数料の80%相当額を返金する。
- ② 退職日が入社日から3か月未満の場合は、受領した職業紹介手数料の60%相当額を返金する。
- ③ 退職日が入社日から6か月未満の場合は、受領した職業紹介手数料の30%相当額を返金する。

2. 採用決定者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、前項は適用されない。また、採用決定者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、前項は適用されない。

第8条（オーナーシップ）

甲は、候補者に対し、乙の事前の承諾なく直接接触し雇用してはならない。甲が、本条の規定に違反した場合、甲は乙に対し、第6条に基づく人材紹介手数料を支払う。

第9条（甲における記録の保管）

甲は、第2条及び第3条により明示した従事すべき業務の内容等労働条件に関する記録を当該求人の申し込みに基づく人材紹介が終了する日まで保管するものとする。

第10条（採用の決定と通知）

甲は、乙から候補者の採用を決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定者の労働条件（賃金、労働時間、採用職種、勤務開始日など甲と採用決定者が締結する雇用契約書に記載された条件を含むが、これに限られない）及び採用決定の事実を書面の交付等により通知しなければならない。

第11条（早期離職者に関する情報提供）

甲は、乙の紹介により採用した人材に関し、乙が職業安定法第32条の16第3項により人材サービス総合サイトへの情報提供が義務付けされている「無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六月経過後に離職した者を除く。）の数」を乙の依頼に基づき、乙に通知するものとする。ただし、第7条に基づき、乙が甲に人材紹介手数料の一部を返還した場合は、この限りではない。

第12条（秘密保持）

甲及び乙は、甲より人材紹介の依頼があった事実のほか、第2条及び第3条に基づき受領した情報その他本契約に関連して相手方から開示を受けた情報（以下「秘密情報」という）を、秘密として保持し、相手方の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介する者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる秘密保持義務の対象外とする。

- ① 相手方から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- ② 相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
- ③ 相手方から開示を受けた後に自己の責によらず公知となった情報
- ④ 相手方から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手した情報

2. 第1項の規定にかかわらず、各当事者は、本契約の履行のために必要な範囲内において、秘密情報を自己の役員及び従業員、または弁護士、公認会計士、税理士その他の法令に基づき守秘義務を負う専門家に対して、法令等で許容される範囲内で、開示することができる。この場合、開示する当事者は、当該開示を受ける者に対して本条と同等の秘密保持義務を課すものとする（但し、当該開示を受ける者が法令に基づき守秘義務を負うものである場合を除く）。

第13条（再委託）

乙は、自己の判断で本件業務を自由に第三者に再委託することができる。

第14条（個人情報）

甲は、乙からの人材の紹介に際し知り得た、候補者に関する一切の個人情報について、個人情報保護法その他関連法令に従って厳重に管理するものとし、当該個人情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに乙に返還または乙の求めに応じ廃棄しなければ

ばならない。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 本条において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者をいう。
2. 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約する。
- ① 反社会的勢力であること。
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していること。
 - ③ 代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
3. 甲及び乙は、自らが反社会的勢力と次の各号のいずれの関係も有しておらず、将来も持たないことを表明し確約する。
- ① 自己または第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど不当に反社会的勢力を利用する関係。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係。
 - ③ その他社会的に非難されるべき関係。
4. 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれの行為も、自己または第三者を利用して行わないことを確約する。
- ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
5. 甲及び乙は、相手方が本条第2項ないし第4項の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。
6. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第16条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より2年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、本契約は2年間、同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

第17条（契約の解除）

- 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。
- ① 本契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず、違反が是正されないとき
 - ② 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - ④ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - ⑤ 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥ 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - ⑦ その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈に関し疑義が生じた場合には、甲乙双方誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

第19条（準拠法及び合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とする。また、本契約に関する紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

〒100-6025
東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング 25 階
TAKUMINO ホールディングス株式会社
代表取締役社長 小野 晃良 印